

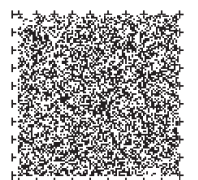
区市町村・事業者のための

「心のバリアフリー」

及び

「情報バリアフリー」

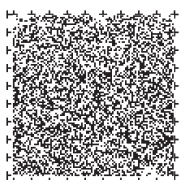
ガイドライン




目 次

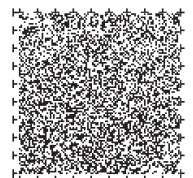


ガイドライン策定の趣旨	3
 心のバリアフリー編	4
●心のバリアフリーに向けた取組の基本的考え方	6
●取組の方向性	8
●各取組の考え方	
子供へのユニバーサルデザイン教育	9
地域住民を対象としたユニバーサルデザインワークショップ等	12
福祉のまちづくりサポーター等の養成	15
事業者における接遇向上研修	17
施設・設備の適正利用や障害者等の理解促進に向けた普及啓発	18
●区市町村等の取組事例	20
●様々な団体による取組	31



 情報バリアフリー編	36
●情報バリアフリーに向けた取組の基本的考え方	38
●障害特性等に応じた情報面での必要な配慮	40
(1) 視覚障害（全盲、弱視）	
(2) 色弱	
(3) 聴覚障害（ろう、難聴）、音声機能・言語機能・そしゃく機能障害	
(4) 盲ろう	
(5) 知的障害	
(6) 発達障害	
(7) 精神障害	
(8) 肢体不自由	
(9) 内部障害、難病患者	
(10) 高次脳機能障害	
(11) 補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）	
(12) 高齢者	
(13) 乳幼児連れ、子供、妊産婦	
(14) 外国人	
●各取組の考え方	
情報アクセシビリティの確保と情報提供の内容の充実	47
地域のバリアフリーマップ	50
まちなかの案内サイン、移動支援	53
コミュニケーション支援機器	55
イベントや会議等における情報保障	57
災害時等における要配慮者への情報提供体制の整備	59
●区市町村等の取組事例	61

本文中の各取組のポイントにおける「●」はより重点的に取り組むべき項目、
「○」は望ましい取組や参考となる取組等を示しています。



ガイドライン策定の趣旨

すべての人は、年齢、性別、国籍、個人の能力等に関係なく、自立した日常生活を営み、自由に移動し、平等に社会参加する権利を有しています。こうした権利を保障するためには、建築物や交通機関のバリアフリー化などの物理的な環境の整備とともに、人々に対する意識啓発や情報提供の充実などによって、様々な社会的障壁（バリア（※1））を取り除く必要があります。

東京都は、住民に身近な区市町村、施設運営やサービス提供を行う事業者等とともに、ハード・ソフトの両面からユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりを進めてきました。

しかし、福祉のまちづくり条例等で具体的な整備基準を定め整備が進められてきたハード面のバリアフリーの取組と異なり、ソフト面の取組については、その具体的な内容や方法等が都民や事業者等に十分に知られておらず、取組も決して十分とは言えません。

そこで、本ガイドラインでは、学校や地域における学習や事業者内での社員教育、障害者等の理解促進に向けた普及啓発等の心のバリアフリー、また、音声や文字による情報化のほか、点字、拡大文字、手話、筆記、絵文字・記号、多言語による対応等、様々な手段で情報提供を進める情報バリアフリーに向けた取組の考え方と効果的な実例を掲載しました。

いずれの取組においても、効果的に進めるためには、実施に当たって、当事者が参加して、意見を述べる機会を設けることが不可欠です。

本ガイドラインを皆様の今後の取組の参考にさせていただければ幸いです。

（※1）バリア… このガイドラインにおけるバリアとは、人が日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切のもので、社会的障壁ともいう。

